

# 巻頭言



No. 165

二〇一〇年一月八日

全国公害弁護団連絡会議

東京都渋谷区渋谷二一〇一六スガハラビル五階

渋谷法律事務所

TEL: 〇三三五四六八八―八六八八

FAX: 〇三三五四六八八―八六八九

## たたかいはつづく

―川崎公害・国和解一〇周年に寄せて―

代表委員 篠原義仁

一 裁判和解後の私たちの取り組みにとって、田中正造の言葉は、銘記しておく必要があるように思われます。

すなわち、足尾鉍毒問題で、一九〇一年（明治三四年）二月一日、田中正造が天皇に直訴したときの「謹奏表」（直訴文）には、次の六つの要求が掲げられています（荒畑寒村『谷中村滅亡記』より）。

「渡瀬の水源を清むる其の一なり、

破壊せる河身を修築して其の天然の旧に復する其の二なり、

激甚なる毒土を除去する其の三なり、沿岸無量の天産を復活する其の四なり、頽廢せる多数町村を恢復する其の五なり、而して、毒水毒屑の流出を根絶する其の六なり」

これを今日的命題に言い換えてみると、それは、被害の救済、公害の根絶、環境再生とまちづくり、という、私たちの三本柱の課題と重なり合います。

## 二

「きれいな空気と生きる権利を求めて」を合言葉にして取り組まれた川崎公害裁判は、一九九六年一月二五日、固定発生源である加害企業との間で原告勝利の和解を成立させました。

次いで、九九年五月二〇日、移動発生源である自動車の大量走行を許容してきた道路の設置、管理者である国・首都高速道路公団との間でも勝利の和解を勝ち取りました。

企業和解から一三年。国和解から一〇

年。

川崎公害裁判のたたかいは、大きな区切りを迎えるところとなりました。

日本最大の京浜工業地帯のど真ん中に位置し、電力・鉄鋼・石油化学コンビナートの工場群の煙突が林立して川崎の空を汚し、首都高速横羽線、第一・第二・第三京浜、東名高速など幹線道路が市内を貫いて自動車排ガスをまきちらし、その結果、ぜん息をはじめとする公害病認定患者はゆうに数千人を超えて発生しました。

「アリとゾウ」のたたかいに擬せられたこの大気汚染裁判は、一九八二年の第一次提訴以降、第四次まで、合計四四〇人が原告団に結集し、巨大な企業、巨大な権力を被告として、川崎市内、神奈川県内をはじめとする全国からの広範な支援の力を得て、被害者への損害賠償の支払と抜本的な公害対策を約束させて終結

しました。

## 三

私たち川崎公害裁判原告団（「川崎公害病患者と家族の会」）、弁護団、支援組織（「川崎公害裁判の成果を生かし、公害根絶・環境再生をめざす市民連絡会」）は、裁判後も三者の団結を維持して、裁判和解を基礎に被害者の救済、公害の根絶、環境再生とまちづくりを三本の柱にすえて、将来的課題にもチャレンジして格闘をつづけてきました。

裁判提訴当初は、前二者の二本柱のたたかいでしたが、勝利和解を直前に控えた段階において、イタイイタイ病の経験、大阪西淀川の実践を学ぶなかで三本目の柱が追加されました。

「勝利和解は、たたかいの中間点。これをどう生かすかが本当のたたかい、私たちの真価が問われる。」、そう肝に銘じて裁判後の活動を継続してきました。

私たちは、企業和解一〇周年を記念して「よみがえれ青い空―川崎公害裁判からまちづくりへ」を出版して、皆さんのご意見を仰ぎました。

そして、国和解から一〇周年の今、写真集「川崎公害と環境再生」を発刊することとしました。

写真集では、三本柱の取り組みの紹介とともに「環境再生とまちづくり」を展望するために、川崎の今昔を概観し、その視点をも合わせもつ内容としました。

「川崎に青い空があったのか」は、当然のこととして、川崎には海もあり、漁協があつて「浅草のり」の産地として活発な漁業が営まれ、海水浴場も大々的に展開されていたことは、「知らぬ者」にとつて大きな驚きを与えています。

今では、すっかり千葉産として定着していますが、長十郎梨の「ふるさと」は川崎です。

私たちはそれを「経済至上主義」「開

発優先政策」という名の下に人の手が奪ったことを確認し、「環境優先」「生命第一」を基本命題にして、再び人の手で環境再生をはかりたいという思いを強くしています。その思いから、写真集のタイトルがつけられました。

#### 四

裁判後も、「解散できない」「解散しない」原告団、弁護団の作風は、カドミウムをはじめとする重金属汚染が自然界値に戻るまで追求するというイ病原告団、弁護団の作風にならつたものであり、それは、今や各地の原告団、弁護団に引き継がれ、全国の被害者団体、公害弁連の揺るぎない伝統になっているように思われます。

折りも折り、小松義久さんが地元新聞社の文化賞を受賞しました。それは、この作風、伝統の偉大さの証しとも思われます。

個人レベルに引き戻していくと、司法

修習生時代にイタイイタイ病の地に足を踏み入れて、そこで薫陶を受け、安中公害弁護団に参加してからは親子ほどの実力差のある、兄貴分のイタイイタイ病弁護団から叱責をうけて（記憶としては激励はなかったと実感しています）、あるべき「公害弁護士（士）」像を追い求めてきたものとして、被害の救済、公害の根絶、環境再生とまちづくりの三本柱の追求と取り組みは必須のこととうけてめています。そしてそのことの実現なしに「公害弁護士」の足を洗えないのも必然のことと自覚し、「解散できない」「解散しない」弁護団の一員として、国土交通省、川崎国道事務所、横浜国道事務所、川崎市交渉、そして環境省交渉と、事前準備の打合せ会議を含め、新しい課題であるPM2.5をめぐる取り組み、被害者救済制度の再確立に係る条例制定運動、新しい立法の模索など、結構忙しい日々の実践をつづけています。

一〇周年はたたかひの中間点—いつごろに達するのか、と思いつつ、それで

も裁判闘争中ほどの「決死の覚悟」、「悲愴感」をもつことなく、ゆったりと伸び

やかに活動の歩みを進めています。

## ノーモア・ミナマタ新潟訴訟と今後の課題

弁護士 中 村 周 而

帳の申請、さらに訴訟提起の手続きを取った。

新潟でも新潟民医連の訪問活動の取り組みもあつて沼垂診療所等に多くの患者が来院するようになり、二〇〇七（平成一九）年六月には同診療所の患者を中心に阿賀野患者会が結成された（現在の加入者は一〇九名）。ちなみに新潟県内の二〇〇九（平成二二）年一〇月三〇日現在の認定申請者は四四名、新保健手帳取得者は三九一名である。

### はじめに

新潟水俣病が阿賀野川流域で発生していることが公表されてから四四年目の二〇〇九（平成二二）年六月一二日、新潟水俣病阿賀野患者会（以下「阿賀野患者会」という）の会員二七名が、昭和電工

金額は二六名の原告が各八八〇万円（慰謝料八〇〇万円、弁護士費用八〇万円）、認定患者の原告一名が三三〇万円（慰謝料三〇〇万円、弁護士費用三〇万円）である。

と国を被告として「ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟」（略称・ノーモア・ミナマタ新潟訴訟）を新潟地方裁判所に提起した（このうち認定患者である原告一名は国だけを被告とした）。請求

### 提訴の経緯

二〇〇四（平成一六）年一〇月一五日、水俣病関西訴訟最高裁判決が言い渡された後、熊本と鹿児島では多くの水俣病患者が救済を求めて認定申請や新保健手

阿賀野患者会は、新潟水俣病共闘会議に加盟し、新潟水俣病第二次訴訟を闘った新潟水俣病被害者の会と一緒に行動し、熊本の不知火患者会とも交流を深めるようになった。「与党水俣病問題に関するプロジェクトチーム」の「新たな水俣病被害者の救済策についての基本的考



え方」について環境大臣に要望書を提出したり、患者との懇談や患者の掘り起しを求める要望書を携えて昭和電工本社を訪問したが、昭電からは「水俣病問題は解決済み」であるとして門前で面会を拒否された。

このような中で二七名の会員が、阿賀野患者会を代表し、様々な事情で原告に

なれなかった会員を含む全ての新潟水俣病被害者の救済と公害撲滅を目指して第一陣提訴に踏み切った。そして第一陣提訴から半年後の一月三日、一六名の会員が第二陣の提訴を行った。現在の原告数は合わせて四三名（女性二五名、男性一八名）。年齢は四五歳から最高齢者が九一歳で、平均年齢は七〇歳を超えている。

新潟水俣病については、新潟地裁で二つの判決が出ている。一九六七（昭和四二）年六月二日、認定患者三家族一三名が昭電を被告として提起した第一次訴訟では、一九七一（昭和四六）年九月二十九日、昭電に総額二億七〇〇万円の賠償を命じた。一九八二（昭和五七）年六月二二日には、未認定患者八四名が国と昭電を被告にして第二次訴訟を提起したが、一〇年後の一九九二（平成四）年三月三十一日、新潟地裁は未認定原告九一名のうち八八名が水俣病に罹患していると

して昭電に五億七八〇〇万円の賠償を命じたが、国の責任は認めなかった。

今回の裁判は原告の平均年齢を考慮しても、早期救済が求められており、二つの新潟水俣病訴訟の裁判記録を大幅に利用するなど審理の迅速化の工夫も必要である。

### 水俣病特別措置法と今後の課題

第一陣提訴から間もない七月八日、多くの被害者の反対を押し切って、「水俣病特別措置法」が成立し、その後に発足した新政権のもとで実施されることになった。

特措法によって、これまでの認定基準よりも救済対象が広がったことは確かだが、環境省の試算でも実際に救済対象となるのは「被害を訴えている未認定患者」約三万人の七割にあたる二万人とされており、残る一万人は救済されない危険がある。特措法の実施によって、水俣病被

害者の「切り捨て」が繰り返されるならば、水俣病問題はさらに混迷を深めることになる。

現在、特措法に基づく具体的な救済措置の策定作業が進められているが、小澤環境大臣は、一月二〇日の衆議院環境委員会で、訴訟中の原告とそれ以外の団体への対応について、同一時期に同条件での解決を目指す考えを明らかにしたと報道されている。全被害者の救済をはかり、水俣病問題の早期解決をはかるためにも、救済措置をいかに充実させるかが今後の大きな課題である。

前述したようにノーモア・ミナマタ新潟訴訟は、原告も含めた「全ての新潟水俣病被害者の救済」を目標としており、裁判での闘いと共に特措法の実施にあたっての要請行動も行っている。

一月一四日に田島環境副大臣が来県した際は、特措法の実施にあたっては、「一人の被害者も切り捨てられることな

く、全ての水俣病被害者が早期に救済され、水俣病問題の全面解決が図られるよう運用されることを切望」する旨の要望を行った。

また、一月一五日には、阿賀野患者会、弁護士団、新潟水俣病共闘会議の三者で環境省を訪ね、水俣病問題の早期全面解決と全ての被害者救済のために、①行政による汚染地域住民の健康調査を実施すること、②救済手続期間を制限しないこと、③救済対象者の居住要件を不当に制限しないこと、④適正な判断条件を採用し主治医の診断を尊重すること等を内容とする要請を行った。



## 司法救済制度への闘い

ノーモア・ミナマタ国家賠償等訴訟弁護団  
 弁護士 板 井 俊 介



を求め続けた不知火患者会が団結を崩さず、他の患者団体とも連帯してすべての被害者を救済すべき声をあげ続けたこと、二〇〇九年十一月一八日の第一八陣追加提訴によりノーモア・ミナマタ訴訟の原告数が二〇〇〇名を突破し二〇一八名となり、訴訟による解決を求める声が大きくなったことがあげられる。

### 二 裁判上の和解と政権交代

一方、二〇〇九年九月の鳩山新政権の発足による影響は、大きなものとは言い難い。

官僚依存からの脱却を掲げて政権交代を果たした与野民主党であるが、二〇〇九年七月に成立した特措法の議決においては賛成している。そもそも同法は、実質的には、水俣病問題の幕引きを図ろうとする環境省が法案提出したに等しい代物であり、その意味において、水俣病問題に対する民主党の立場は、官僚追従の

### 一 裁判上の和解を肯定した政府

二〇〇九年七月、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（法令名に付された「救済」の文字を、加害責任を負う国が用いることは許されないことは周知のとおりである）

が成立して以降も、ノーモア・ミナマタ訴訟では司法による解決を求め続けた。その結果、新政権下で水俣病問題の担当となった田島一成環境副大臣は、二〇〇九年一〇月三十一日、水俣市において、「可能であれば、和解による解決を図りたい」と述べ、和解に向けた事前協議を進める意向を明らかにした。かつて水俣病第三次訴訟では、全国の各裁判所の再三にわたる和解勧告を拒み続け、最後の最後まで和解のテーブルに付かなかった国の姿勢は、ここに来て大きく転換せざるをえない状況となった。

その背景としては、これまで司法救済

域を出ないものであった。

その状況において、政府に裁判上の和解を肯定させたということは、特措法成立当時、訴訟をする患者であるか否かを問わず、特措法を一律適用する形で幕引きを図ろうとした政府も、訴訟上の和解により解決を求める声を受け入れざるを得なくなつたものである。

### 三 環境省による「救済措置の方針」案

二〇〇九年一月二十五日、環境省は、特措法の定める「救済措置の方針」(案)を発表した。これによると、対象者の判定方法は「判定検討会」が公的診断と民間診断書を総合的に判断するとされており、一九九五年の政治解決と時と全く変わらぬ。また一九六九年以降に出生、転入した者については対象外となり、今後の恒久対策については触れられておらず、制度としては不十分な点が多々ある。

ノーマア・ミナマタ国家賠償等訴訟団

は、特措法の適用対象ではないが、同方針がすべての水俣病患者の賠償に影響しうる可能性があることからすれば、民主党は、ここで改めて、すべての被害者に対する賠償を可能とする制度構築を提唱すべきである。官僚の論理は、被害者に対する正当な賠償を阻みうる正当化根拠となりうるはずがない。すべての被害者に対する正当な賠償を実現してこそ、真の官僚依存からの脱却を実現することとなる。

### 四 実態を明らかにした水俣病大検診

すべての被害者救済のためには、不知火海沿岸地域における住民健康調査が必須であることは自明であるが、環境省はこれを拒否し続け、被害の実態をひた隠しにしている。二〇〇四年一月十五日の水俣病関西訴訟最高裁判決の直後、国に対して、不知火海沿岸の住民四七万人に健康調査を提言した潮谷義子前熊本県

知事は、当時を振り返り、「(環境)省幹部に話すと、『この案はおかしい。患者の掘り起こしになるじゃないですか』と言われ、あぜんとした。」という。要するに、「補償額の膨れ上がりを懸念して、健康調査をせずに問題を収束させたい」という様子が、環境省にはありあった(二〇〇九年一月二十四日付朝日新聞朝刊)ということである。

このような現状を受け、不知火海沿岸住民健康調査実行委員会(委員長・原田正純熊本学園大学教授)は、二〇〇九年九月二〇日、二二日両日、不知火海沿岸六市二町(水俣市、天草市、上天草市、八代市、芦北町、津奈木町、以上熊本県、出水市、阿久根市、以上鹿児島県)において、住民一〇四四名の大検診を実施した。

その結果、①家族内に漁業関係者や水俣病患者がいる人を含めて、全体の八九パーセントがこれまで水俣病検診を受け

たことすらないこと、②統計処理を承諾した九七四名のうち、九三パーセントに水俣病の症状がみられたこと、③公健法の指定地域、及び、保健手帳交付の対象地域と、それ以外の地域に居住する人との間で症状の発現に有意差がないこと、

④チツソがアセトアルデヒド廃水の排出を終了した一九六九（昭和四四）年以降に出生、転入した人においても、七一パーセントが水俣病または水俣病疑いの診断を受けたこと、等が明らかになった。

この大検診に対し、潮谷前知事は「本当は、集団検診は熊本県がやるべきだったこと、よくぞやって下さった。」と評価している（上記報道による）。国、熊本県の怠慢は明らかである。

## 五 地域差別、昭和四四年以降の問題

この大検診の結果を踏まえる限り、居住地域によってメチル水銀曝露の有無、ひいては、認定いかんを決める従来の制

度には、何らの合理性も見いだせない。

この点、環境省の「救済措置の方針」案によれば、対象地域外の者であっても一定の条件の下で対象者となるかのようない記載もあるが、これもあくまで個別例外的なものであり不十分である。

また、昭和四四年以降に出生、転入した人を、「昭和四四年以降の出生、転入だから」ということのみを理由として水俣病患者ではないと断ずることも不合理、不正義の極みである。

大検診直後の報道でも「今回検診で指定地域外の居住者にも水俣病の可能性を示す症状がある人がいたことは、特措法によっても救済されない人々が出ることを物語る。六九年以降生まれの人についても同じことが言える。」と述べ（二〇

〇九年九月二七日付西日本新聞朝刊）、政府が取る「線引き」の不合理は、もはや周知の事実である。

この点、二〇〇九年十一月の参議院委

員会において、川田龍平参議院議員が、

国が一九六九（昭和四四）年以降に出生した人に被害を認めない根拠とする中央公害対策審議会答申の見直しを求めたのに対し、田島副大臣は「検討しなければならぬかもしれない」と回答するにとどまった。しかし、これを見直さないままの態度は、まさに官僚に追従して被害者を切り捨てるものであり、これまでの水俣病問題に対する失政を繰り返すことを意味している。

## 六 未だ手を挙げない患者への補償

現時点で賠償を求める動きに出ている潜在的な水俣病患者に対し、どのように賠償を行っていくかという問題も重要論点の一つである。

国は自らの失政を覆い隠すために、速やかに現状に幕を引こうとしている。しかし、水俣病問題における患者の怒りは絶大であり、恒久的な賠償を可能とする

制度でなければ問題は解決しないことはこれまでの歴史が証明している。

## 七 闘いは全国に展開する

政府は、二〇一〇年五月一日の五四回目の水俣病公式発見の日に解決の儀式をすることを前提に動くであろう。

しかし、この短期間にすべての被害者を救済する方策が提示される可能性は乏しい。これに対し、熊本では、二〇一〇年一月中に第一九陣提訴を行い、未だ手

を挙げていない患者が多数いることを訴え、水俣病被害者互助会による訴訟とも

団結して闘う。ノーモア・ミナマタ近畿

訴訟でも近日中に更なる追加提訴が予定

されている。また、新潟でもノーモア・

ミナマタ新潟全被害者救済訴訟、新潟水

俣病第三次訴訟が闘われている。さらに、

東京においても手を挙げ始めた患者ら

が、二〇一〇年二月を目前に提訴する。

また、水俣病の認定基準である昭和五

二年判断条件の不当性を真正面から問う

# 大阪泉南アスベスト国賠訴訟 結審

大阪じん肺アスベスト弁護団

弁護士 伊藤 藤 明 子

## 一 判決日は五月一九日

二〇〇九年十一月一日、わが国の石

綿被害の原点、大阪・泉南地域から国の

責任を問う、全国初の集団訴訟が結審し

義務づけ訴訟も複数係属中であり、その司法判断が大いに注目される。

闘いはいま、一つのヤマを迎えつつあ

る。水俣病問題の正当な解決は、大いな

る世論に支えられた全国的、全世界的

課題である。今後とも、公害弁連参加団

体各位、及び、公害被害者を支援し社会

から公害をなくす闘いに携わっておられ

る方々、何より水俣病問題における不正

義を断じて許さない全ての方々と手を携

えて、私たちは闘い続ける所存である。

た。二〇〇六年五月の提訴から約三年半、

原告三〇名（被害者二六名）のうち二名

が結審を迎えずに亡くなった。

判決日は来年五月一九日。予想より遅

いのは、じっくりと原告勝訴判決を書く

ためだと信じている。

## 二 訴訟の概要

原告は、泉南地域の石綿紡織工場の労



働者、事業主、家族、近隣住民である。石綿肺、びまん性胸膜肥厚、石綿肺合併肺がん、肺がん、中皮腫のいずれかに罹患している。曝露期間にはバラツキがあるが、早い人で戦後直後から、特に昭和三〇年代中頃から昭和五〇年代初めにかけての人が最も多く、平成一〇年代まで働いていた人もいる。これらの原告につ

いて、石綿曝露対策を怠った国の規制権限不行使を問うのが本件訴訟である。

規制権限の根拠法令としては、労働関連法規を中心に、環境関連法規、毒物劇物取締法を主張。局所排気装置などの粉じんの発生抑制や、防じんマスクによる曝露防止などのほか、石綿の危険性情報を提供しなかった義務違反も問題にしている。

### 三 主要な争点

最大の争点は、違法性の認定時期である。原告の主張する予見可能性の時期は、昭和二二年。戦前、すでに多数の海外知見が集積していた。のみならず、昭和一二一五年にかけて内務省保険院による大規模な労働衛生調査（保険院調査）が実施され、泉南地域の石綿被害実態が明らかになっていった。クボタショック後の検証において、厚労省自身が「石綿肺の危険性は戦前から認識されていた」と公

言していることからしても、あながち突拍子もない主張ではない。筑豊じん肺最高裁判決における違法性認定時期は、昭和三五年（じん肺法定時）。これをどこまで遡れるかが、曝露期間との関係で全員救済が図れるか否かの分水嶺となる。

もう一つの大きな争点は、非労働者（家族曝露、近隣曝露）について、石綿曝露と健康被害の個別因果関係が認められるか、である。その上で、予見可能性の対象、規制権限の根拠法令が、労働者と非労働者とで相違するか否かが問題となる。この点は、労働者について、どの不作為が国の違法性と判断されるか、という争点とも密接に関連する。

### 四 なぜ「国の責任」なのか

もちろん、国による被害者救済の必要性（零細事業主ゆえの賠償能力の欠如）という実質的理由があることも事実であ

る。しかし、もちろん、それだけではない。

国は、戦前から石綿の危険性情報を独占し、自ら保険院調査を実施し、被害実態を把握していた。粉じん対策はローテクであり、他分野では実用化もされていた。一方、劣悪な小規模零細工場が密集し、原料石綿を取り扱う泉南地域は石綿被害の危険地帯であり、国による規制が不可欠であった。にもかかわらず、国は、戦前の保険院調査を隠ぺいし、地元医師やILOによる数々の警告を無視し、経済成長優先のため石綿産業を保護、育成、利用してきた。その結果、泉南地域では数十年に亘る深刻な被害が発生、拡大したのであり、ここに「国の責任」を問う積極的な根拠がある。国の責任は重大だ。

## 五 最終弁論とこれから

結審日の朝は、前夜からの雨。だが、昼休みの裁判所周辺デモの参加者二五〇

人が終点に着く頃には晴れ間が見え隠れ。午後一時半、大阪地裁二〇二号大法院。原告三名が深刻かつ多様な被害を語る。山下弁護士、馬奈木弁護士の鬼気迫る応援弁論。そして代理人九名による渾身の最終弁論。今思い出しても、心地よい緊張感がよみがえる。

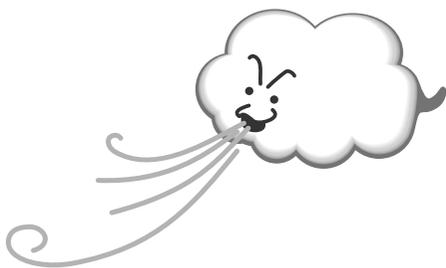
本件訴訟の判決が、首都圏、尼崎のアスベスト国賠訴訟に影響することは必至だ。のみならず、石綿新法の改正を含む全国的な政策要求の実現に向けての足がかりとなる判決を勝ち取る必要がある。判決までの約半年間、気を抜かずに邁進する所存だ。

## 六 蛇定

全力で取り組むべき事件と、志を同じくする仲間と出会い、幸運だ。しかし、事実を知れば知るほど、よくこんな被害が今まで埋もれてきたものだと思う。潜伏期間が長いことが大きな要因だろう。

けれど、石綿が、血もしたたる深紅か、耐え難い悪臭のする有害物質なら、歴史は違っていたはずだ。

どこにでもあるのに無色透明、国は危険性を知っていて放置している、数十年後に被害が顕在化する、そんな石綿と同じような有害物質が今もありはしないか。五〇年後、当弁護団が公害弁連に加盟した最初の「ストック公害」の弁護団だった、と言われませんかように。



# 全国基地爆音訴訟原告団連絡会議

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議  
事務局長 齋藤英昭

(第四次厚木爆音訴訟原告団 事務局長)

## 一 連絡会議結成の経緯

の七団体である。

昨、二〇〇八年二月七日・八日、米

代表には第四次厚木爆音訴訟原告団の

海軍厚木基地を抱える神奈川県大和市

藤田榮治団長が選任された。

で、米軍機や自衛隊機の騒音に苦しみ、

「連絡会議」が結成された発端は、二

その解消などを求めて国を相手に裁判で

〇〇八年一月沖繩の基地情勢を調査する

争っている、全国の爆音訴訟原告団と訴

ために、訪沖した厚木基地爆音防止期成

訟準備会が集まって、「全国基地爆音訴

同盟（一九六〇年厚木基地周辺住民が、

訟原告団連絡会議」（略称・全国基地訴

米軍機による爆音被害の解消や厚木基地

訟連絡会議）を結成した。

撤去などを目的に結成した市民団体。略

参加したのは嘉手納基地、普天間基地、

称・厚木爆同）の市議会議員団と、対応

厚木基地、小松基地、横田基地（飛行差

した沖繩議員団の間で、今後の課題の一

し止めと公害対策準備会）、岩国基地

つとして「爆音訴訟原告団の全国組織化」

（当時は準備会）の訴訟団と訴訟準備会

を図ることが、「爆音被害解消の運動」

に重要であるとの確認がなされた。これを受けて「厚木爆同が推進役」となり、組織結成のための準備活動に入った。

二〇〇八年九月五日～七日、全国の訴訟の現状を相互が理解し、意思の疎通を図るため「全国基地爆音訴訟原告団交流集会in大和」が開催され、参加した全訴訟団・準備会の総意で「連絡会議の結成が」決定した。

## 二 裁判の判決と爆音被害の現状

各裁判で司法は「爆音は周辺住民の受忍限度を超え、違法である」との判決を下して、被告・国対して「損害補償金の支払い」を命じたが、基地周辺住民の悲願である「飛行差し止め」は未だに実現していない。

一九七五年九月小松基地周辺住民が提訴して以来、三十数年にわたり各訴訟団が繰り返し繰り返し司法に爆音解消の救済を求めたが、日米安全保障体制の厚い



壁に阻まれて来た。

各地の騒音被害が改善される気配は微塵も感じられない。嘉手納基地では依然として深夜飛行が日常当たり前のように行われ、普天間基地では移転問題が暗中

模索状態であり、厚木基地では横須賀基地を母港とする米海軍・原子力空母「ジョージ・ワシントン」の配備で「入港し

ている期間は、連日爆音の被害に曝され続けている」状態であり、さらに岩国基地では米軍再編による厚木基地からの米海軍・艦載機移駐で、騒音被害の拡大が懸念され、横田基地では民間航空との共用が取りざたされ、小松基地では沖繩駐留米軍機の訓練が展開されるなど、各地の爆音被害はこれからも軽減されることはなくとも、拡大・増大することは誰の目にも明らかである。

### 三 活動方針とこれまでの活動

この悪循環を断ち切るため、これまで個々に活動して来た「共通の課題を抱える全国の原告団が相互に連携」して「違法爆音を許さず 基地のない日本をめざして」をスローガンに、「爆音被害をなくして平和で静かな生活環境を取り戻

す」ことを目的に活動を始めた。

活動方針として

- 一．裁判に必要な情報交換や資料提供など各訴訟への相互支援
  - 二．国や地方行政など関係機関に対する抗議・要請行動
  - 三．反基地運動を広くアピールするための共同行動
  - 四．原告の意識高揚を図るための全国原告団交流集会開催
  - 五．その他目的達成のための諸活動の実施を決定した。
- 初年度にあたる今年は、次の活動に取り組んできた。
- 一．各訴訟への支援
    - (一)「新嘉手納基地爆音差止訴訟」控訴審判決・応援参加(二月二七日)
    - (二)「岩国爆音訴訟の会」提訴準備活動支援(提訴・三月二三日)など
  - 二．関係機関への要請・アピール行動支援

(一)「新嘉手納基地爆音差止訴訟原告

団」・各行動応援参加

①六・一 東京行動応援参加(六月

月一日)・「全国公害被害者第三

四回総行動デー」アピール行動

(日比谷公会堂)・「最高裁へ飛

行差止を求める要請ピラ」配布

行動(最高裁前)

②七・二四 東京集会応援参加

(七月二四日)・「最高裁へ飛行

差止を求める七・二四東京集

会」(水道橋・全水道会館)

③最高裁・政府・国会要請行動応

援参加(十一月一八日)・「普天

間基地の嘉手納基地への統合反

対、嘉手納基地爆音被害解消」

(国会議員事務所、外務省、防

衛省)

\*一一・七、八 嘉手納町民集

会・沖縄県民集会を受けての要

請行動・「嘉手納基地の爆音被

害を止める」署名簿提出行動

三、爆音訴訟該当地域外住民への呼び

かけ

(一)三沢基地(青森)周辺住民との交

流(二〇月一七・一八日)

#### 四 これからの活動

今夏の衆院選の結果、「緊密で対等な

日米関係の構築」、「日米地位協定の改定

提起」および「米軍再編や在日米軍基地

の在り方の見直し」を掲げた新政権の誕

生は、われわれ基地周辺住民にとって、

司法が再三示した「違法状態にある爆音

被害」の解消が、早期に実現出来るもの

と大きな期待を寄せている。新政権のこ

の姿勢に対して、われわれはこれ迄の自

民党政権に対する「抗議行動的対立の構

図」から「政策要求を前進させる方向へ」

と運動を転換させる考えである。

また、「連絡会議」では、九州を主体

にした自衛隊基地が、沖縄駐留米軍機の

訓練基地化されたことにより爆音被害を

被っている周辺住民の方々、全国の間開

部に「七つの訓練ルートと二つの訓練空

域」が存在していると言われる「低空飛

行訓練空域」の直下で、激烈な爆音被害

を受けている群馬県渋川周辺、四国山地、

中国山地等の地域住民の方々や、自衛隊

を含む演習場周辺の方々など、まだ声を

上げていない地域にも活動の輪を拡げて

いく考えである。

これまでの各訴訟団個々の闘いから、

全国組織として結集した「大きな力強い

組織」の闘いへと転換し、「爆音被害を

なくして、平和で静かな生活環境を取り

戻す」ことを実現させるために、粘り強

い活動を進めていく覚悟である。

## 第三九回公害弁連総会・記念シンポジウム

### — 沖縄から基地騒音被害の解消を目指して —

公害弁連事務局長 中 杉 喜 代 司

第三九回全国公害弁護団連絡会議総会は、三月二十七日（土）に、普天間基地の移設問題で揺れる沖縄県沖縄市で開催します。

一九七五年小松基地の騒音訴訟が提起されたのに続いて、横田・厚木・福岡・嘉手納・普天間と米軍・自衛隊の各基地について繰り返し訴訟が遂行されてきました。これまでも軍事公共性や危険への接近などの被告主張を克服して、過去の損害賠償を認める判決を勝ち取ってきましたが、恒久的な解決となる差止請求や将来の損害賠償は認められていません。

さらに米軍再編によって、各基地の騒音状況は、大きく影響を受けます。  
基地騒音被害の解消を、いかに目指していくか。

厚木基地や小松基地の訴訟では、新々訴訟とも言うべき三度目の訴訟が始まり、また、米軍再編のあおりを受けて普天間基地や厚木基地から部隊や艦載機の訓練が移転する岩国基地でも、新たな訴訟が提起されました。これまでの訴訟や運動の成果として、日米合意や国等との協定によって午後一〇時から午前六時までの原則的な飛行等の禁止が取り決められているものの、これらの飛行禁止が実際に遵守されているかは各基地まちまちの状況にあります。とくに沖縄では、日米合意違反の深夜飛行が常態化しています。

シンポジウムでは、根元に戻って航空機騒音の被害、とくに差止請求に大きな影響のある身体的被害を中心に、京都大学の松井利仁教授より、また、普天間基地の移転をはじめとする米軍再編などの軍事状況と基地騒音について、琉球新報の松元剛氏より二つの基調報告を受けた後、各基地騒音訴訟弁護団や全国基地爆音訴訟原告団連絡会議の責任者を交えて、各訴訟がどこに重点を置いて訴訟を進めているか、基地騒音被害の解消を目指して何を為すべきなのかについて皆様と一緒に考えたいと思います。

翌二八日（日）には、バスで嘉手納基地・普天間基地とその移転先とされる辺野古を視察します。

みなさん是非ご参加下さい。

## 第39回公害弁連総会 ・記念シンポジウム

### 記

#### 1. 日程

記念シンポジウム  
3月27日(土)  
午後1時～4時

公害弁連 総会  
同日  
午後4時～5時

懇親会  
同日  
午後6時～

現地視察  
3月28日(日)  
午後9時～午後4時  
那覇または那覇空港で解散

#### 2. 場所

NBC会館  
沖縄県沖縄市胡屋6-12-1  
電話 098-933-0808

### 【若手弁護士奮戦記】

## イレッサ訴訟について

弁護士 長瀬 信明(六〇期)

#### 一 はじめに

これまでも薬害イレッサ訴訟については、阿部哲二先生が公害弁連ニュースNo.一六〇(二〇〇八、一一・二八)で、

加藤幸先生がNo.一五八(二〇〇八、六・二)で執筆されておりますが、結審を目指し、大詰めとなった薬害イレッサ訴訟について、あらためて書かせていた

だくこととなりました。

#### 二 イレッサとは

イレッサは、非小細胞肺癌という肺



ガン用のくすりとして、二〇〇二年七月に世界にさがけて日本で承認され、画期的な夢の新薬として販売が開始されましたが、副作用によって大勢の方が亡くなられました。二〇〇九年九月末時点で、報告されているだけでも七九九人の方が亡くなられています。

イレッサの副作用である間質性肺炎は、肺の組織がつぶれて息ができなくなつて地獄のような苦しみを味わい、その半分近くが亡くなつてしまう病気です。有効な治療法も確立されていません。

### 三 イレッサの問題点

イレッサの問題点は多岐にわたりますが、もっとも重要な点は延命効果の証明がなされていない点です。

その他、副作用について警告表示がなされていない点、全例調査を承認条件としなかった点、誇大な広告・宣伝がなされた点、研究者と製薬企業との癒着

等、様々な問題点があります。

確かに、イレッサのおかげで改善したとの報告もあります。しかし、約八〇〇人の死亡数（これからも増え続ける）というのは抗がん剤の副作用としては異常な数字です。

アメリカでは、日本人のような副作用が認められないこともあって、いったん承認がなされましたが、二〇〇五年六月から新規患者への投与が禁止されています。

同様に、EUでは、二〇〇五年一月にイレッサの承認申請が取り下げられました。その後、EUでは、二〇〇九年七月にイレッサが承認されましたが、遺伝子変異のある患者に絞って承認です。

臨床試験で失敗しているにもかかわらず、広い適応での販売を認めているのは、日・米・EUの三極のうち日本だけという状況です。

国は直ちに承認を取り消し、アストラ

ゼネカ社も販売を中止すべきであると考えています。

### 四 訴訟について

たとえ末期の肺がん患者であっても、命の重みに違いはありません。このようないから、被害者と被害者の遺族は、イレッサの副作用は薬害であるとして、承認した国と販売元のアストラゼネカ株式会社を相手取って損害賠償請求訴訟を提起し、現在、大阪地裁と東京地裁で係属中です。

そして、医学部の教授等専門家証人と原告本人尋問も終了し、いよいよ結審間近という状況です。

### 五 イレッサ訴訟とのかかわり

私は、修習生の時代に、このイレッサ訴訟のことを知り、学習会や弁護団会議に参加し、原告の方にお会いしてお話を聴く機会にも恵まれました。修習生の集

会でイレッサをテーマとした分科会を担当したりもしました。そうした縁もあり、弁護士登録してすぐにイレッサ訴訟の弁護団に参加しました。

最初は、正直なところ難解な医学用語だらけの文書についていきませんでした。が、インターネットで検索して調べるなどしてだんだんと慣れてきました（もちろん今もまだ勉強しなければならぬことだらけですが）。

参加して間もなく専門家証人の反対尋問の一部を任せました。相手は遺伝子変異の研究の専門家でその道では相当有名な方でした。まさか遺伝子について勉強するとは思いませんでしたが、とにかく必死で文献にあたってみました。

反対尋問自体はわずかな時間でしたが、なんとか乗り切ることができました。

その後も、ほんの一部ですが元医学部教授やイレッサの承認・審査に直接に関わった元厚生労働省医薬食品局の安全対

策課長の反対尋問を担当させていただきました。

大法廷でのたくさんの傍聴人の方々の目の前にして反対尋問するという機会はこのイレッサ訴訟がはじめてでした。最初は緊張のあまり声が上がっていたかもしれませんが。また裁判官から指摘を受けたり、証人から予想に反した答えが出てくると、一瞬頭が真っ白になるという苦い経験もしました。それでもまわりの諸先輩方に助けられ、なんとか乗り切れたかなと勝手に思い込んでおります。

修習生時代によく弁護団事件に参加すると良いと言われていましたが、今ではその意味がわかります。様々な諸先輩方の書面作成術や尋問技術を目の当たりにすることができます。普段の仕事ではなかなか経験できないことだと思います。

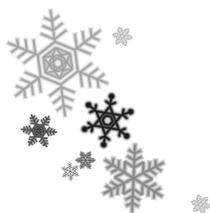
西日本訴訟の弁護団会議は、主に京都で行われます。弁護団会議の後の食事は大阪の私にとってはちょっとした息抜き

にもなっています。

## 六 最後に

葉害イレッサ訴訟は、がん患者の生命の重さ、ひいては、全ての人の生命の重さを問う訴訟です。今後とも皆さんの御支援のほどをよろしくお願い致します。





# も く じ

巻頭言 たたかいはつづく

— 川崎公害・国和解一〇周年に寄せて —

代表委員 篠原 義仁 1

ノーモア・ミナマタ新潟訴訟と今後の課題

弁護士 中村 周而 4

司法救済制度への闘い

ノーモア・ミナマタ国家賠償等訴訟弁護団

弁護士 板井 俊介 7

大阪泉南アスベスト国賠訴訟 結審

大阪じん肺アスベスト弁護団

弁護士 伊藤 明子 10

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議

第四次厚木爆音訴訟原告団

事務局長 齋藤 英昭 13

第三九回公害弁連総会・記念シンポジウム

— 沖縄から基地騒音被害の解消を目指して —

公害弁連事務局長 中杉喜代司 16

【若手弁護士奮戦記】

イレッサ訴訟について

弁護士 長瀬 信明 17